六の三　適格中央清算機関　農林中央金庫が第二百四十七条の八第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を農林中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　略］

［七～二十九　略］

三十　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。

［イ～ヘ　略］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　略］

［三十一・三十一の二　略］

三十一の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引、レポ形式の取引及び長期決済期間取引（第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。第二十五条第一号及び第五十五条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスポージャーをいう。

［三十一の四～七十六　略］

（信用リスク・アセットの額の合計額）

**第十条**　第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。

［2・3　略］

（信用リスク・アセットの額の合計額）

**第二十一条**　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十五条に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。

［2・3　略］

（農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

**第二十五条**　［略］

［項を削る。］

六の三　適格中央清算機関　農林中央金庫が第二百四十七条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を農林中央金庫に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

［イ～ハ　同上］

［七～二十九　同上］

三十　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー

［チ・リ　同上］

［三十一・三十一の二　同上］

三十一の三　トレード・エクスポージャー　派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

［三十一の四～七十六　同上］

（信用リスク・アセットの額の合計額）

**第十条**　第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。

［2・3　同上］

（信用リスク・アセットの額の合計額）

**第二十一条**　第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、農林中央金庫が標準的手法を採用した場合にあっては第二十五条第一項に定めるものを、内部格付手法を採用した場合にあっては第百二十九条に定めるものをいう。

［2・3　同上］

（農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

**第二十五条**　［同上］

2　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十六条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。